

# 佐伯市 成年後見支援センター

あなたらしく安心して暮らしていくために

高齢者や障がいのある方が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるように、成年後見制度についての相談や利用のお手伝いをします。



## 佐伯市成年後見支援センター がお手伝いできること

### 相談

判断能力に不安のある方の生活や財産管理に関する困りごとについて相談に応じます。

成年後見制度の利用が必要であるかを検討し、今後の方向性について共に考えていきます。

相談内容によって必要な関係機関と連携し、ご相談者が安心して生活できるように支援します。



### 普及啓発

成年後見支援センターの役割や成年後見制度を知っていただくためのパンフレットやチラシを配布し、判断能力が低下する前から、成年後見制度の利用が検討できるよう、広く情報を発信します。

### 法人後見の受任

家庭裁判所の審判に基づき、佐伯市社会福祉協議会が法人として後見人等の業務を行います。

### 市民後見人の養成と活動支援

地域における身近な存在として成年後見制度を担う市民後見人の養成を行い、活動を支援します。



### 手続き支援

家庭裁判所に申立をする際に必要な書類の説明や、申立書の書き方、内容確認等の支援を行います。



### 財産に関すること

物忘れがあって通帳をなくしてしまう等、お金を管理することが不安。



### 制度の利用に関すること

施設入所や福祉サービスを利用する手続きをしたいがむずかしい。



このようなことでお困りの時は

### 契約に関すること

離れて暮らす親が訪問販売や悪質商法の被害にあっていないか心配。



### 将来に関すること

頼れる親がいなため障がいのあるわが子の将来が心配。



センターにご相談を!

TEL 0972-28-7105

月曜日～金曜日  
8:30～17:00  
(土・日・祝日・年末年始はお休み)

社会福祉法人 佐伯市社会福祉協議会

### お問い合わせは

社会福祉法人佐伯市社会福祉協議会  
佐伯市成年後見支援センター

〒876-0823 佐伯市 7255 番地 13  
佐伯市社会福祉センター内  
TEL 0972-28-7105

受付時間 平日 8:30～17:00  
土・日・祝日・年末年始は休み

ご利用は無料です



# 成年後見制度とは？

認知症や知的障がい・精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、本人の権利や財産を守るための制度です。

成年後見人等が本人の意思を尊重し、その人にやさしい生活が送れるようお手伝いします。成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があります。

## 法定後見制度

判断能力が不十分となった後に、家庭裁判所に申立てることにより、後見人等を選任する制度です。本人の判断能力の状態によって「後見」「保佐」「補助」の3つに分類されます。

### 後見

判断能力を常に欠く状態にあり、日常の買い物も一人では難しい方



### 保佐

日常の買い物は一人で出来るが、重要な財産の管理などは難しい方



### 補助

重要な財産の管理などを一人で行うことに不安がある方



低い

判断能力

高い

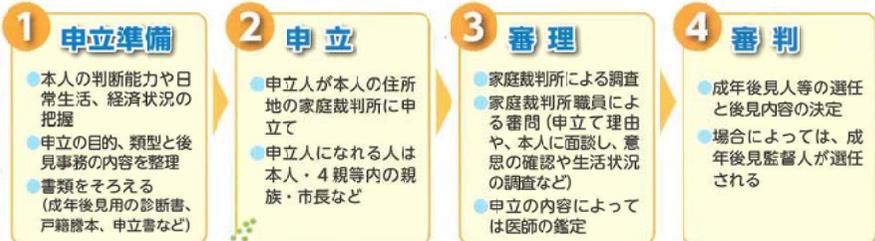
## 任意後見制度

将来、判断能力が低下した時に備えて、財産の管理や施設への入所などの身上に関する事務を自分に代わって行う人（任意後見人）をあらかじめ選び、公証役場でその内容と方法を契約する制度です。

### 大分公証人合同役場

〒870-0045  
大分市城崎町2丁目1-9 城崎MKビル2階  
TEL 097-535-0888

# 手続きの流れ

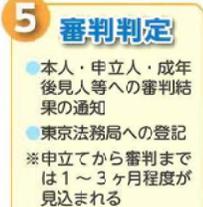


### 法定後見申立に必要な書類等

- 申立書
- 収入印紙
  - 申立手数料
  - 登記手数料
- 郵便切手
- 診断書
- 鑑定料
  - ※必要と判断された場合
- その他
  - 戸籍謄本等



2週間の異議申し立て



### 6 後見活動開始

- 財産管理や身上保護を行い、活動内容を家庭裁判所へ報告
- 後見人の報酬の決定

※申立書類作成を専門家に依頼する場合は、別途手数料が必要です。  
※佐伯市成年後見制度利用支援事業では、一定の要件に該当する場合は審判請求に係る必要経費相当額や成年後見人等報酬の助成が受けられます。

## 被後見人等を保護する方法

(成年後見人等に与えられる法的な権限)

### 同意権・取消権

成年後見人等の同意なしに行った、本人の法律行為を取消す（無効にする）権限。

例) 本人が行った100万円の布団の購入を取消すことができる。

※日用品の購入など日常生活に関する行為は取消すことはできません。

※補助人には、申立てにより裁判所が定めた行為が付与されます。

※保佐人には、借金・相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定めた行為が付与されます。

### 代理権

成年後見人が本人に代わって（代理して）法律行為を行う権限。

例) 本人の代理人として、成年後見人が特別養護老人ホームの入所契約を行う。

※保佐人・補助人には、申立てにより裁判所が定めた行為が付与されます。

# 制度について教えて！

## 成年後見人等はどんなことをするの？

### 身上保護

本人の意思を尊重し、心身の状態及び生活の状況に配慮した支援を行います。

例) 高齢者施設、介護保険サービスの各種手続き／障害福祉サービスの利用手続き／定期的に訪問し生活状況の確認など

### 財産管理

本人の立場に立って安全に財産管理を行います。

例) 印鑑、預貯金通帳の管理／収支の管理／不動産の管理 など

## 成年後見人等にはどんな人になるの？

家庭裁判所が本人にとって誰が最善かを考え成年後見人等を選任します。成年後見人等に選ばれるのは、本人の親・兄弟姉妹などの親族の方や、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職、社会福祉協議会などの法人です。

## 市民後見人とは？

専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士等）や親族以外の市民で、本人が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、身近な立場で支援する成年後見人等のことです。

成年後見制度の利用が増える中で、支え合う温かな地域づくりに向け「市民後見人」の活躍が期待されています。